

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

分類と外箱表示		定 義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家	相談への 対応
要指導医薬品 製品外箱の表示		副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等をふくむもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面をもちいて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じ、適正使用のため必要な情報を提供します
要指導医薬品						
一般用医薬品	第1類医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等をふくむもの ※要指導医薬品除く	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します		薬剤師	
	第1類医薬品					
	指定第2類医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品 ※要指導医薬品・第1類医薬品を除く	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいように、情報提供を行う場所に陳列します ※情報提供場所から7m以内	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または	
	第2類医薬品					
	第2類医薬品					
	第2類医薬品 製品外箱の表示	注) 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です『してはいけないこと』の確認を行い、使用は薬剤師や登録販売者に相談下さい				
	第2類医薬品					
第3類医薬品 製品外箱の表示	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取る事が出来る陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行います しやすい場所に陳列します		登録販売者		
第3類医薬品						

※ 医薬品の安全使用の為に症状等の情報をお伺いさせていただく事があります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度



0120-149-931 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時30分（独）医薬品医療機器総合機構

苦情相談窓口

027-243-6650 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時 （公社）群馬県薬剤師会D I センター